

## 令和5年度第3回守山市障害者施策推進協議会 議事要旨

日時：令和5年11月13日（月）13:30～15:30

場所：守山市役所新庁舎 3階 33会議室

### 【会議次第】

#### 1. 開会

#### 2. 議題

- (1) 「もりやま障害福祉プラン2024」素案について …別紙1
- (2) 「もりやま障害福祉プラン2024」のパブリックコメントについて …資料2

#### 3. 閉会

#### 配布資料

- ・「もりやま障害福祉プラン2024」素案
- ・パブリックコメントについて

## 1. 開会

## 2. 議題

### (1) 「もりやま障害福祉プラン 2024」素案について

#### **事務局**

第4章 「基本目標ごとの施策の方針と具体的な対策案」について、事務局より説明

#### **会長（以下会長）**

それでは、第4章の内容について、意見等があればお願いします。

#### **委員**

46 ページ、「基本目標の進捗を測る指標」の「障害のある人の人権をテーマに開催した自治会人権・同和問題の学習会の数」について、令和6～8年度の目標値は各年10回ずつと変わっていない。市内には71自治会あるが、設定の根拠を教えてください。

#### **事務局**

この目標値は、担当課がこれまでの実績から出したものである。同じ10回になっているのは、令和8年度までに10回を目指していこうという意図である。

#### **委員**

その説明では根拠になっていない。他の数値目標と異なり、市内には71自治会あるので、もっと回数が多いのが理想と思う。担当課から出ている数字は現実を見た上での発想かもしれないが、目標値が低すぎると感じる。仮に令和6年度が10回だとしても、7年度、8年度が同じでいいのだろうか。地域で支え合えることを施策の展開とする以上、こういう目標値では駄目だと思う。

#### **事務局**

指摘のとおり大切な事項である。数値に関しては、再度担当課も含め検討させていただきたい。

#### **事務局**

自治会の人権学習は、毎年担当課で人権学習の冊子を作成した上で、各自治会のその年の人権研修について、すり合わせを行っている。担当課と話していく中で、障害者の人権についても取り込んでほしいという要望は強く伝えている。冊子の中に育成会などの取り組みを次年度載せていただき、自治会で育成会の取り組みも踏まえた中で、人権学習の機会を持っていただけるように記載方法の変更へ動いているところである。人権学習会は年2回で、そのうちの1回は同和問題で、残り1回で障害者や高齢者、女性や子どもの人権テーマについて各自治会と相談して、テーマを決めて取り組むことになっている。回数や実施方法も踏まえ、担当課と再度詰めさせていただきたい。制約がある中、回数は伸ばしていきたい思いはある。ご理解いただきたい。

## 委員

そもそも開催回数を指標とすること自体がいかげんなものかと思っている。こうした啓発の話については回数をこなせばいいものではない。回数自体は1つの指標として、さまざまな形で展開していく方針で取り組んでほしい。

## 会長

この学習会の目標値は10回となっているが、他の所やさまざまな機会を通じて行うことが大事である。また、計画の3年間で開催がない地区が少なくなることが大事である。中身も考えながら、担当課と相談していただきたい。

## 副会長

64ページの就労移行支援・就労決定支援決定者数のところでは、定着率も示してほしい。1年ほどでの離職が結構多いため、定着率が大切な指標になる。

## 委員

46～47ページで、市職員や自治会などで障害者への理解促進に関する啓発活動は、企業や事業所などでは実施しにくいのか。また、55ページの「2 住み慣れた地域で障害者がいきいきと暮らすために」の中に、前回まで「地域における自立生活支援の推進」という項目があった。今回なくなっている理由を教えてください。

## 事務局

企業等への啓発は、企業に参加してもらってのセミナー等も開催し活用している。これまで面接会だけだったが、セミナーを通して就労のための必要な配慮などを聞いてもらったりしている。また、商工観光課と障害福祉課が市内の企業と一緒に訪問し、就労継続支援B型などの事業所の事業内容を紹介したり、施設外就労で世話になれないかという話や下請け依頼などの話をしている。さらに、企業とのコラボの打診へ市内の事業所を訪ね始めたところである。2点目は後ほど回答するので、確認の時間をいただきたい。

## 委員

障害者の雇用を図る際に、門前払いになる前に企業に対して理解を進めるべきであるため、受け入れ前の段階での啓発活動を行ってほしい。雇用前の啓発活動は難しいのか。

## 事務局

中小企業も含めて、企業訪問を行っている際に障害者雇用をお願いする中で、状況も確認している。計画の中で取り入れられればと考えている。

## 委員

46ページにある指標で、人権をテーマにした学習会の開催数が少ないと感じる。自治体でも障害を

テーマにするのは難しいと思うが、市民全員が参加できるものにしてほしい。住み慣れた所に住むには周囲の人が最も重要になる。その人たちが理解し支え合う際に、障害を知ってもらう1つの機会として自治会での回数が挙げられているが、あまりにも少ない気がしている。自治会にある福祉部の障害者向けの活動は、「分からない」ことを理由にほとんど行われていない。そこを分かってもらうための対応策を取っていくことが重要である。長期的な取り組みになると思うが、市民全員が障害について知り、障害者を支えるために何が必要かを理解し、実施してもらえる対応策を入れていただきたい。共生社会をつくるのは特定の人ではなく、市民全体であるとの認識を併せて入れてほしい。

#### 会長

意見として承っておく。

#### 委員

90 ページの障害福祉サービス事業所の職員補充についての指標は、入所施設だけでなく通所施設も考えてほしい。

#### 委員

46 ページの障害者スポーツ大会参加者数は市だけの数字か。

#### 事務局

県のスポーツ大会に参加した人数である。

#### 委員

市内の組織も入れるともう少し増えると思う。確認してほしい。

47 ページにある「障害者週間」はコロナのため3年間中断していたが、今年から再開する。28人が参加し街頭で活動する。来年度は広報で案内していただければと思う。

#### 委員

大規模災害の際に世話になる警察や消防などに対する障害理解の活動は、どのようなことをしているのか聞かせてほしい。57 ページの「①障害のある人の生活実態の把握」の介護保険について、65歳以上の障害者が介護保険のサービスを使い始めると、障害のサービスから介護保険への移行を求められ、負担を感じることもある。障害者にとっては、長年使ってきた障害サービスを使いながら、必要に応じて介護保険を使い分けるほうが最もスムーズな移行と思う。市の考えがあれば聞きたい。

#### 事務局

警察に対してはケースを通じ、ケース会議や市が警察署に相談にうかがって相談に乗っていただいている状況である。消防署とは地域包括と合わせて、年に最低1回情報交換を行っている。例えば、救急車の要請の際に音が響くと刺激になるため配慮を依頼するなど、個別の連絡も行っている。

2点目の介護保険へのサービス移行は、65歳を迎えると介護認定を受けるための制度案内を地域包

括支援センターとともにに行っている。障害特性や慣れ親しんだ人でないと関係構築が難しい人も多く、障害でヘルパー利用などの居宅介護や、生活介護就労継続支援B型を引き続き使っている人も多いため、本人のペースに合わせた移行を勧めさせていただいている。支援者会議等には地域包括支援センターにも入ってもらい、円滑な引き継ぎに努めている。

#### 委員

介護保険への移行は基本になるのか。

#### 事務局

基本はそうだが、ケース会議等を通じての個別ケースによる対応となっている。例えば、生活介護だと入浴サービスがない事業所は多いと思う。自宅での入浴も難しく、入浴したいと要望がある場合には、介護保険のデイサービスの利用も検討させていただいている。

#### 委員

入所施設から介護保険を適用できる施設はなかなか見当たらない。その場合はどうなるのか。在宅でもできない場合、施設にずっといるのか、あるいは優先的に介護保険施設へ移行できるのか。

#### 事務局

障害者の入所施設にいと、介護保険の除外施設に入所していただいている関係で、介護の申請が難しくなる。その場合、在宅扱いであるグループホームの利用検討・特別養護老人ホームへ待機等、個別ケースとして相談をおこなっている。

#### 委員

選挙について、重度の障害者は郵便投票が認められ、※身体障害1、2級以外は認められていないと思う。投票所が遠く行きにくかったり、慣れない場所に行くことが苦手だったり、部屋から出られない人もおり、行政も合理的配慮が必要ではないかと思う。市だけの問題ではないが、意見を伺いたい。

#### ※総務省ホームページより

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次の(i)又は(ii)に該当する方又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています(平成16年3月より対象者が拡大されました)。

(i)身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者。身体障害者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級である者として記載されている者。身体障害者手帳に免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級である者として記載されている者。

(ii)戦傷病者手帳に両下肢、体幹の障害の程度が特別項症から第2項症である者として記載されている者。戦傷病者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症である者として記載されている者。

## 事務局

投票所に行くことが難しい人には、移動だけの問題ではなく、不慣れなところに行くことの難しさもある。市だけで対応できる問題ではないが、意見は市の選挙担当や県にも伝えていきたい。

## 副会長

71 ページには「保育・教育における支援体制の充実」と書かれているが、教師数が充実していないと成り立たない。県下でも全く足りていないと思う。特に放課後等デイサービスの充実が掲げられているが、ほぼ不可能に近いのではないかと思うほどスタッフは足りていない。71～73 ページに書かれていること全てを実施するためには、スタッフの充実を図る必要がある。働き方改革も含めた増員がないと無理だと思うが、スタッフの充実を図るために何を、どういう計画を立てているのかを伺いたい。

## 事務局

本市では近隣市に比べ、少人数の学級での学びを行い、教師の配置基準も県の手配ができない場合は市の費用で配置している。また最近では、登校できなかつたり、登校しても教室に入れなかつたりする子どもがいるため、各学校に支援員を配置し必要な数を充足してきている。教師だけで手が回らないところは支援員を付ける中で、子どもたちに適した教育内容の充実を図っている。教員確保は喫緊の課題であり、市の教育委員会が思うような配置になっていないところも問題だが、現状は教員周辺の職種も含め、総合的によりよい教育の環境が整えられるような人員配置をしている。

## 副会長

市はかなり予算が付いているほうだと思う。それでも充実させようと思えば、もう少し予算が欲しいところではある。

## 事務局

コロナ禍を契機にした不登校児童の急増も課題に挙がっている。不登校対策も含めて、どのように教員数を増やすのか、教育委員会でも課題として考えていただいている。限られた数の教員やスタッフの中で、次期計画に向けた課題に対する取り組みを増やしていきたい。

## 委員

商工会議所も市と連携して企業訪問し、人権や障害者についての学習会を行っている。会員事業者向けの発行物がある。企業に関係する記事や情報を掲載しているので、その中にそういう記事を載せる工夫も必要と思う。中小企業がどういう状況なのかについても市と情報を共有しながら、障害者施策をともに推進していきたいと考えている。

## 委員

障害者の医療費用について、精神は精神科だけが無料、その他の科や入院は3割負担である。身体的はほとんどが無料で、医療サービスの面で精神が大幅に少ない。精神関係の薬の服用による糖尿

病の発症など、副作用もある。難しい問題とは思いますが、知的・身体と同様の全科同じ医療負担を考えていただきたい。県の精神の家族会から県に対して、全科無料を求める提案書が13市から出され、審議される見通しである。市では精神2級は65歳から全科無料になる。その年齢制約を解消できないか考えていただきたい。3障害の間で福祉サービスに差があり、同一のものから外れている現状がある。

#### 会長

検討をお願いする。

#### 委員

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築は、55ページからの住み慣れた地域での相談支援体制の強化に関係すると思うが、精神の場合、障害の特性に応じて高齢者や他の障害と同じような形で中身を推進されていない部分があると思う。圏域としては、協議の場を設けることが成果目標数値になっているが、福祉の単位の中でも病院と地域の支援事業者の連携強化や、障害手帳保有者だけでなく、精神保健に課題のある人の相談を各市町村で受けられるように、相談充実に向けた庁内各課の連携が計画に出てくれば良いと思う。

#### 委員

市の委嘱で知的、精神、身体相談員を2年任期で務めているが、広報などにも掲載されず、PRもされていない。当事者が来て相談する形になっているため、相談員の紹介があれば良いと思う。県にも差別や虐待などを中心にした相談事例を県の担当課にいる相談員に届け出る仕組みがあるが、県広報に掲載されることはない。役はあるがPRされていないため、考えてほしい。

#### 事務局

まず、委員からのご意見について「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」についても追記したい。

続いて「障害者相談員」について、市では障害者相談員は身体・知的・精神でお願いしている。PRの方法は手帳取得時に「もりやまの障害福祉のしおり」に掲載して案内をしている。相談員も各障害に3名ずつおり、相談したい場合は市障害福祉課で受け付け、相談相手など希望に沿うようにつないでいる。

#### 委員

職員に対する施設利用者からの暴言により、職員の退職にもつながっているケースもあると思う。障害者だけでなく、介助者をどう守るかという具体的な取り組みを考えなければいけないと思う。その辺の意見を聞かせてほしい。

#### 事務局

利用者からの支援者に対する暴言なども問題になっている。市は自立支援協議会等で研修や意見交換などを行っている。より研修の機会や意見交換する場を設け、支援者が相談できたり追い込まれない

形をつくってあげればと考えている。

#### **委員**

皆さんで引き続き考えていただければと思う。

#### **委員**

83 ページの災害時の支援に関して、「一人ひとりの特性に応じた個別避難計画の策定を計画的に進めてまいります」とあるが、災害対策基本法の改正により、令和7年までに個別避難計画を策定することになっていると思う。福祉避難所の設置目標は前年度以上にできるだけ多くということは理解できるが、個別避難計画については計画的に進めるのではなく、速やかに策定をする必要がある。私たち社協が地域と意見交換する中で、特に酸素や電源を使っている重度障害者の方がどのように、どこへ避難したらいいのか、どういう手だてがあるのか、さらに地域はどのように関わればいいのかという切実な話が出ている。一人ひとりの命に関わることなので、個別避難計画を作るというよりも命を助けるための手立てを考えなければいけないし、今作らなければならない。「計画的に進める」のではなく、少なくとも令和5年度から7年度までに優先度の高い方については個別避難計画を作り、見直しもしながら進めていくというように、直近の課題として捉えるべきである。表現についても所管課に申し入れ、具体的に進めていきたいと思う。

#### **事務局**

指摘のとおりと思っている。市も法の改正に合わせて個別避難計画の策定は認識している。避難行動計画について、どのような方から優先的に策定していくかを含めて庁内で検討している。障害福祉課からは重度の障害のある方を優先して着手できないかと求めており、関係各課と連携しながら可及的速やかに策定できるように努めたい。書きぶり等は検討したい。「計画的に」という文言はそぐわないと思うので協議したい。

#### **事務局**

第5章 「障害福祉計画および障害児福祉計画の推進」について説明。

#### **会長**

今の説明について、ご質問・ご意見等あるか。

#### **委員**

107 ページにある、放課後等デイサービスの「人／月」の定義は、月当たり 327 人の利用があったということか。1日当たりに換算すると11人という考え方になるのか。

#### **事務局**

毎日利用されるものではなく、月当たりの利用となる。



#### 委員

そうだとすれば、放課後等デイサービスの事業所がかなり多く、それを割ると1つの事業所では1～2人なるが、それでいいのか。これは対象人員ではないのか。ひと月通して利用する人との定義ではないか。

#### 事務局

放課後等デイサービスは月曜日から金曜日の利用が多いが、週に1回の利用もあり、いくつかの事業所を利用する人もいる。

「人／月」というのは利用件数ではなく、一月当たりの実利用人数である。なので、1ヶ月の中で327人の利用があったということ、その中で1回でも利用があれば1とカウントしており、同じ人が複数回利用していても1とカウントしている。

#### 委員

109 ページの施設整備には新設施設数が出ているが、老朽化した既存施設の整備の見込みは入れなくてもいいのか。古い施設の整備方針や考え方も必要ではないか。新しく造る面と、既存の老朽化施設の整備方針、考え方が必要ではないか。

#### 事務局

基本的に、向こう3年間の需要量を算出し、今回のプランについては不足するであろう支援の数がどの程度かという形で打ち出している。今後の需要増に対して、生活介護事業所であれば増設を含めて2カ所ほど必要と計画に盛り込んでいる。今の施設数がベースになっている。

#### 委員

増やす施設だけではなく、古い施設の老朽化にどう対応するかは別のところで考えるのか。

#### 事務局

そうである。不足する分に対して行政としてどう見込むかである。特に生活介護などは、今後、養護学校などを卒業していく中で、受け皿としてどのくらいの不足分が見込まれるかを基に算出している。

#### 事務局

第5章 「6 施設整備についての見込み」「7 令和8年度の数値目標等の設定」について説明

#### 委員

112 ページに「国の基本指針」として「退院率：入院後3か月 68.9%」とあるが、具体的な人数を記載してほしい。退院後、両親がいる家に帰ることがほとんどだが、1人で住んでいたり、さまざまな支援を受けながら自立する人がどの程度いるのかという数値を入れないと、下の対応の是非が判断できないと思う。

## 事務局

退院後の生活の場が重要であると考えている。最近の状況では、退院する際に1人暮らし、自立生活援助や地域生活支援を使いグループホームでの生活を考えて退院する人が若干増えてきている。湖南圏域ではグループホームが増えてきており、精神の人の受け入れも幅が広がっている。

## 委員

退院後に支援を受けながら単身で暮らしていたり、グループホームに入る人をどれだけ増やすのかについても目標の大きな数値になると思う。そのような見方ができないのかと思う。

## 事務局

表現の仕方等も、意見を参考に工夫したい。

## 会長

実数については国と規模が異なり、また他との兼ね合いもあるため、書き方は考えないといけない。数字の確認は大事だが、後半部分についても、目標と個人の意向を兼ね合わせながら、どのようにするか再度考えていただきたい。

## 委員

109 ページ、施設整備見込みの(2)共同生活援助の見込み量は、令和6年度186から8年度まで上がり、1施設当たり10人程度の利用として、令和8年度までに2カ所の事業所数を見込んでいる。この数値は、新規であれば3カ所ないとまかなえない気がしている。湖南圏域で増えているグループホームに任せるとの見込みを入れて、2カ所と設定されているのか。

## 事務局

課内でも2ではなく、3ではないかと話しているところである。現在、湖南圏域にはグループホームが43カ所あり、そのうち市内には10カ所である。市外のグループホームを利用する人は多いが、重い障害の人の受け入れは進んでおらず、市内の事業所が受けているのが現状である。計画には「2カ所」と書いているが、「3カ所」に変更するかどうかも含め、再検討させていただきたい。

## 事務局

グループホームを必要とする人の中でも、特に重度の障害者向けの施設は市内をはじめ湖南圏域では不足している。県は令和8年までの時限措置として、重い障害のあるグループホームについては単独補助で措置する要綱を定めて、てこ入れをしている。特に重度の人の住まいとして「2カ所」は必要との考えで算出した。しかし、重度までいかない障害を持つ人のグループホームについても充足している状況とはいえ、その点も今回のプランに書き込むかどうか迷いながら数字を掲げている。委員の指摘どおり、134人という数字では3カ所の整備がふさわしいと考えている。再度協議をさせていただきたい。

#### 委員

共同生活援助のグループホームに関連して、障害者向けとして優遇し、市営住宅に入居できるようになっている。共同生活援助ではなく単身になるが、この施策についても件数とともに計画に入れてもいいのではないかと。

#### 事務局

市営住宅での障害のある人の単身生活も増えている。退院後の生活の場として活用する例もあるが、国の基準があるため、共同生活援助の部分はそれを行っている事業所のところで挙げさせていただきたい。

#### 事務局

パブリックコメントについて説明

#### 会長

何か質問はあるか。

(質問、意見なし)

#### 会長

以上で本日予定した議題は終了した。事務局から連絡をお願いする。

#### 事務局

第4章の質問で、基本目標2において前回プランの「地域における自立生活支援の推進」が抜けているのではないかと指摘があった。当事者団体や事業所へのアンケートで課題を抽出し、その中で今回、計画相談事業所の研修や力量の向上、基幹相談所の機能強化など相談支援体制の充実を求める声が多く寄せられた。それを受けて、今回の計画は、そうした声を基に相談体制の充実を出す中で記載方法を変更し、「地域における自立生活支援の推進」の文言がその箇所から消えている。記載はないが、具体策に取り組んでいく形で整理をさせていただきたい。

### 3. 閉会

#### 事務局

頂戴した貴重な意見を整理し、プランに反映したい。次回協議会は来年2月ごろの開催を予定している。この案の修正後、パブリックコメントを実施してその意見を踏まえ、再度協議会に諮る予定である。日程はあらためて連絡したい。

これで会議を終了させていただく。本日は、どうもありがとうございました。